

新潟県条例第37号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）				
(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合				(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
(略)				(略)				
公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.1</u> を乗じて得た額		公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.08</u> を乗じて得た額		
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合				(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
		新 潟 市	新 潟 市 以 外 の 市	町 村		新 潟 市	新 潟 市 以 外 の 市	町 村
(略)				(略)				(略)
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	198円	20円	(略)	194円	19円	(略)
	(略)				(略)			
(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合				(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	770円		物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	760円		
競技会、集会、展示	新潟県立鳥屋野潟公園新	(略)	95円	競技会、集会、展示	新潟県立鳥屋野潟公園新	(略)	93円	

会その他これらに類する催しをすること。	潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー		
	その他		47円
(略)			
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	(略)	17,300円
	写真の撮影	(略)	640円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示すること。	(略)		
	その他の広告物	(略)	81,700円
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)		
	その他の広告物	内野	(略) 27,200円
		外野	40,800円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	420円
			その他		840円
		半面使用	青少年		210円
			その他		420円
	多目的運動広場 (南側)	全面使用	青少年		420円
			その他		840円
		半面使用	青少年		210円
			その他		420円
	レストハウス休憩ホール			午前	3,000円
				午後	4,700円
			全日	7,600円	
展示学習室			(略)		
			全日	3,800円	
新潟県立紫	オートキャンプサイト		1サイトにつき	5,600円に	

会その他これらに類する催しをすること。	潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー		
	その他		46円
(略)			
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	(略)	17,000円
	写真の撮影	(略)	630円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示すること。	(略)		
	その他の広告物	(略)	80,200円
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)		
	その他の広告物	内野	(略) 26,700円
		外野	40,100円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	410円
			その他		820円
		半面使用	青少年		205円
			その他		410円
	多目的運動広場 (南側)	全面使用	青少年		410円
			その他		820円
		半面使用	青少年		205円
			その他		410円
	レストハウス休憩ホール			午前	2,900円
				午後	4,600円
			全日	7,500円	
展示学習室			(略)		
			全日	3,700円	
新潟県立紫	オートキャンプサイト		1サイトにつき	5,500円に	

雲寺記念公園		1夜	使用しようとする者 (学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては110円を、その他の者にあつては210円を乗じて得た額を加算した額		
			1サイトにつき 日帰り	3,300円に 使用しようとする者 (学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
				テニスコート	青少年 その他
多目的運動広場		青少年 その他	(略)	420円 840円	
屋内運動	体育館	児童等	午前又	2時間	1,290円

雲寺記念公園		1夜	使用しようとする者 (学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては105円を、その他の者にあつては210円を乗じて得た額を加算した額		
			1サイトにつき 日帰り	3,200円に 使用しようとする者 (学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
				テニスコート	青少年 その他
多目的運動広場		青少年 その他	(略)	410円 820円	
屋内運動	体育館	児童等	午前又	2時間	1,270円

	施設			は午後	超過 1 時間	630円	
				夜間	(略)	1,290円	
				高校生等	午前又は午後	2 時間	1,710円
					は午後	超過 1 時間	860円
				夜間	(略)	1,710円	
				その他	午前又は午後	2 時間	2,140円
					は午後	超過 1 時間	1,060円
				夜間	(略)	2,140円	
				会議室	午前又は午後	2 時間	280円
					(略)	(略)	
新潟県立植物園	研修室	全面使用	午前	4,200円			
			午後	6,300円			
			全日	10,500円			
		片面使用	(略)				
			午後	3,200円			
			全日	5,200円			

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,600円 (略)
				午後又は夜間	15,500円
				超過 1 時間	3,850円
		その他	午前	23,200円	
			午後又は夜間	31,000円	
			超過 1 時間	7,700円	

	施設			は午後	超過 1 時間	620円	
				夜間	(略)	1,270円	
				高校生等	午前又は午後	2 時間	1,680円
					は午後	超過 1 時間	840円
				夜間	(略)	1,680円	
				その他	午前又は午後	2 時間	2,100円
					は午後	超過 1 時間	1,040円
				夜間	(略)	2,100円	
				会議室	午前又は午後	2 時間	270円
					(略)	(略)	
新潟県立植物園	研修室	全面使用	午前	4,100円			
			午後	6,200円			
			全日	10,300円			
		片面使用	(略)				
			午後	3,100円			
			全日	5,100円			

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,400円 (略)
				午後又は夜間	15,200円
				超過 1 時間	3,800円
		その他	午前	22,800円	
			午後又は夜間	30,400円	
			超過 1 時間	7,600円	

グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	14,600円
		午後又は夜間	19,500円
		超過1時間	4,900円
	その他	午前	29,200円
		午後又は夜間	39,000円
		超過1時間	9,800円
グラウンド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合	生徒等	午前	17,600円
		午後又は夜間	23,500円
		超過1時間	5,850円
	その他	午前	35,200円
		午後又は夜間	47,000円
		超過1時間	11,700円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,550円
		午後又は夜間	27,450円
		超過1時間	6,900円
	その他	午前	41,100円
		午後又は夜間	54,900円
		超過1時間	13,800円
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使	生徒等	午前	25,300円
		午後又は夜間	33,700円
		超過1時間	8,450円
	その他	午前	50,600円
		午後又は夜間	67,400円

グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	14,350円
		午後又は夜間	19,150円
		超過1時間	4,800円
	その他	午前	28,700円
		午後又は夜間	38,300円
		超過1時間	9,600円
グラウンド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合	生徒等	午前	17,300円
		午後又は夜間	23,050円
		超過1時間	5,750円
	その他	午前	34,600円
		午後又は夜間	46,100円
		超過1時間	11,500円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,200円
		午後又は夜間	26,950円
		超過1時間	6,750円
	その他	午前	40,400円
		午後又は夜間	53,900円
		超過1時間	13,500円
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使	生徒等	午前	24,850円
		午後又は夜間	33,100円
		超過1時間	8,300円
	その他	午前	49,700円
		午後又は夜間	66,200円

	用する場合		超過 1 時間	16,900円
	グラウンド及びスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	33,300円
			午後又は夜間	44,400円
			超過 1 時間	11,100円
	用する場合	その他	午前	66,600円
			午後又は夜間	88,800円
			超過 1 時間	22,200円

(略)

大会運営室 1	(略)	520円
大会運営室 2		520円
(略)	(略)	
大会運営室 4 A		420円
大会運営室 4 B		420円
更衣室		840円
(略)	(略)	
控室 3		320円
控室 4		320円
(略)	(略)	
会議室 5		420円
(略)	(略)	
会議室 8		420円
(略)	(略)	
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)		320円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)		420円
売店 (64平方メートル以上)		520円
観覧室	(略)	7,400円

	用する場合		超過 1 時間	16,600円
	グラウンド及びスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	32,700円
			午後又は夜間	43,600円
			超過 1 時間	10,900円
	用する場合	その他	午前	65,400円
			午後又は夜間	87,200円
			超過 1 時間	21,800円

(略)

大会運営室 1	(略)	510円
大会運営室 2		510円
(略)	(略)	
大会運営室 4 A		410円
大会運営室 4 B		410円
更衣室		820円
(略)	(略)	
控室 3		310円
控室 4		310円
(略)	(略)	
会議室 5		410円
(略)	(略)	
会議室 8		410円
(略)	(略)	
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)		310円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)		410円
売店 (64平方メートル以上)		510円
観覧室	(略)	7,300円

特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	31,500円
		午後又は夜間	41,900円
		超過1時間	10,500円
	(略)		

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,300円
		午後	4,400円
		(略)	
	その他	午前	6,600円
		午後	8,800円
		(略)	
(略)			

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,550円 (略)
			午後	6,050円
			超過1時間	1,550円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,850円</u>)
		その他	午前又は夜間	9,100円
			午後	12,100円
			(略)	

特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	30,900円
		午後又は夜間	41,100円
		超過1時間	10,300円
	(略)		

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,250円
		午後	4,300円
		(略)	
	その他	午前	6,500円
		午後	8,600円
		(略)	
(略)			

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,450円 (略)
			午後	5,950円
			超過1時間	1,500円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,800円</u>)
		その他	午前又は夜間	8,900円
			午後	11,900円
			(略)	

			超過 1 時間	3,100円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,700円</u>)
(略)				
(略)				
(略)		(略)	(略)	(略)
ロッカー室				320円
(略)			(略)	(略)
記者室				420円
(略)			(略)	(略)
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間		8,100円
		午後		10,900円
		超過 1 時間		2,800円 (午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,300円</u>)
(略)				(略)

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額		
(略)					
屋内運動施設	体育館	(略)			
		回数券による使用	児童等	(略)	380円
			高校生等		470円
	その他			620円	
プール	児童等	(略)	315円		

			超過 1 時間	3,000円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,600円</u>)
(略)				
(略)				
(略)		(略)	(略)	(略)
ロッカー室				310円
(略)			(略)	(略)
記者室				410円
(略)			(略)	(略)
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間		8,000円
		午後		10,700円
		超過 1 時間		2,700円 (午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,200円</u>)
(略)				(略)

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額		
(略)					
屋内運動施設	体育館	(略)			
		回数券による使用	児童等	(略)	370円
			高校生等		460円
	その他			610円	
プール	児童等	(略)	310円		

	その他			630円
	定期券による使用	児童等	1人につき 1月	1,600円
			1人につき 3月	3,750円
			1人につき 6月	6,250円
			1人につき 1年	10,050円
			その他	1人につき 1月
			1人につき 3月	7,500円
			1人につき 6月	12,500円
			1人につき 1年	20,100円
	回数券による使用	児童等	(略)	1,450円
		その他		2,900円
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	315円
		その他		630円
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		250円
		その他		500円
	(略)			
回数券による使用	児童等	(略)	1,450円	
	その他		2,900円	

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単位	金額
10平方メートルにつき1日	34円

	その他			620円
	定期券による使用	児童等	1人につき 1月	1,550円
			1人につき 3月	3,700円
			1人につき 6月	6,150円
			1人につき 1年	9,850円
			その他	1人につき 1月
			1人につき 3月	7,400円
			1人につき 6月	12,300円
			1人につき 1年	19,700円
	回数券による使用	児童等	(略)	1,400円
		その他		2,800円
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	310円
		その他		620円
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		245円
		その他		490円
	(略)			
回数券による使用	児童等	(略)	1,400円	
	その他		2,800円	

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単位	金額
10平方メートルにつき1日	33円

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。